

はじめに

＜評価の目的＞

本評価は、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号。以下「法」という。）第12条第5項の規定により、勝浦市が、株式会社勝浦成美が設置する成美学園高等学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について評価を行い、同第6項の規定により、その結果を当該高等学校に通知するとともに、これを公表するものである。

また、これを実施することにより、学校運営及び生徒の教育環境の改善を促すことを目的としている。

＜評価の内容＞

評価は、4つの視点に基づき実施する。

- (1) 学校の管理運営に関する事項
- (2) 教育課程等に関する事項
- (3) 構造改革特別区域制度に関する事項
- (4) 学校設置会社の経営状況に関する事項

＜評価の手順＞

令和5年度の評価は、(1)学校の管理運営に関する事項、(2)教育課程等に関する事項、(3)構造改革特別区域制度に関する事項の3点については、令和5年11月29日、30日の両日にわたり、書面調査、当該高等学校及び通信教育連携協力施設の現地調査及びヒアリングを実施し、これにより確認された指摘事項を当該高等学校に通知し、当該高等学校から報告のあった改善状況を加味したうえで評価を行った。また、(4)学校設置会社の経営状況に関する事項については、学校設置会社の第1期及び第2期の決算報告書及び関係資料等を基に、公認会計士が経営診断を実施し、その結果を基に評価を行った。

評価の内容については、適正性、公正性、専門性を確保する観点から、勝浦市教育特区学校審議会に諮問し、意見を伺ったうえで確定する。

＜評価の通知・公表＞

評価の結果については、法第12条第6項の規定により、当該高等学校に通知するとともに、勝浦市のホームページ等において公表する。

また、評価の結果は、内閣府の通知（平成29年1月27日府地事第78号）に基づき、同府に報告する。